

職業能力開発促進法施行規則第66条第3項の規定に基づき、令和6年度第1回2級及び3級情報配線施工技能検定試験の実施について次の通り公示致します。

厚生労働大臣指定試験機関
特定非営利活動法人
高度情報通信推進協議会

1. 実施する検定等級

- (1)2級 学科試験、実技試験
- (2)3級 学科試験、実技試験

2. 試験の実施日

- (1)2級試験： 学科試験 令和 6年 6月 1日(土)
実技試験 令和 6年 8月24日(土)
- (2)3級試験： 学科試験・実技試験 令和 6年 6月 1日(土)

3. 受検申請の受付期間

- (1)2級試験： 学科試験 令和 6年 4月 1日(月) ～ 5月10日(金)
実技試験 令和 6年 6月24日(月) ～ 7月26日(金)
- (2)3級試験： 学科・実技試験 令和 6年 4月 1日(月) ～ 5月10日(金)

4. 試験の実施日及び会場

- (1)試験実施地区：
 - 2級試験：北海道、宮城、栃木、埼玉、東京、愛知、大阪、兵庫、福岡
 - 3級試験：北海道、岩手、宮城、栃木、埼玉、東京、石川、愛知、大阪、兵庫、広島、香川、福岡
- ・ 団体受検の場合は、受検地区を新規に設定することが可能です。
- (2)実施会場：受検票により通知致します。

5. 試験の方法

試験は学科試験及び実技試験により次の方法で行います。

- (1)2級試験： 学科試験：択一・語群選択方式40問 試験時間60分
実技試験：作業試験(試験時間90分)
- (2)3級試験： 学科試験：択一・語群選択方式30問 試験時間60分
実技試験：ペーパー試験(択一方式20問、試験時間30分)、作業試験(試験時間30分)

6. 合格基準

- (1)学科試験：70 点以上(100点満点)
- (2)実技試験：75 点以上(100点満点：複数作業課題の場合は各作業とも 満点の6割以上であること)

7. 受検手数料

- (1)2級試験: 学科試験:7,000円 実技試験:22,000円
(2)3級試験: 学科試験:6,500円 実技試験:6,500円

- ・ 最寄りの金融機関より受検申請期間内をお願いいたします。
- ・ 受検手数料の減免措置があります。対象者の基準は受検申請書等をご覧ください。
- ・ 3級の実技試験を学科試験と同時に受検される方は、学科試験手数料と実技試験手数料を合わせてお振込みください。

【振込先】

銀行：みずほ銀行 飯田橋支店
預金種目：普通
口座番号：2320101
受取人：特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会
受取人(カナ):トクテイエイリカツドウホウジンコウトジョウホウツウシンスイシンキョウキカイ

8. 受検申請手続き

受検申請は、インターネット受検申請がご利用になれます。

<https://apps.ibt-cloud.com/app/user/every1/public/entry/>

郵送での申請をご希望の場合は、書類は必ず「簡易書留」でご郵送下さい。その際、郵便局で発行される簡易書留の控えは、受検票到着まで大切に保管して下さい。これ以外の郵送方法にて送付された場合、協議会は一切の責任を負いません(到着確認のお問合せにはお答えできません)。

【受検申請書送付先】

〒167-0052
東京都杉並区南荻窪 4-35-20 ゼネラルビル 201
特定非営利活動法人 高度情報通信推進協議会 技能検定試験事務局
TEL:03-5346-5240

9. 合格発表

- (1)2級試験: 学科試験:令和 6年 6月21日(金)
実技試験:令和 6年 9月27日(金)
(2)3級試験: 令和 6年 7月19日(金)

合格者には、合格発表当日に記載住所に宛てて合格証書、一部合格通知を郵送します。また、協議会のホームページに合格者の受検番号を掲載致します。

10. 試験料減免措置について

令和6年度からの試験料減免措置については、別途お知らせいたします。令和5年度までとは対象者等が変更になる予定です。また、弊協議会独自の学生割引制度が開始される予定です。

(参考: 令和5年度の試験料減免措置)

日本でのものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、2級または3級の実技試験受検者のうち、25歳未満の在職者の受検料を一部減額します。受検料減免措置の対象者は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳に達していない在職者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号別表第1)の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者であることです。受検申請時に、本人確認書類(運転免許証等年齢が分かるもの)及び在職証明書の提出が必要です。なお、減免措置による受検申請は、郵送による受付のみとなります。

11. その他

その他ご不明な点は、協議会事務局までお問い合わせ下さい。